

## 大阪湾に関する水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型の指定について

大阪湾では、全域を海域生物A類型とすることが適当であると考えられる。また、特別域の設定（案）については、以下の通りとする。

大阪湾では、干潟、藻場、浅場を中心とした水域が産卵場・生育場として好適な水域と考えられるが、そのうち漁場形成から見た利用状況、魚介類の産卵場等の利用状況を勘案すると、図1に示す、「湾北西部の浅場」、「淡路島北東岸の浅場」、「淡路島南東岸の浅場」、「湾南東部から南部にかけての浅場」及び大阪府漁業調整規則により水産動植物採捕禁止区域に設定されている「関西国際空港周辺の水域」が重要な水域であることが考えられる。

なお、指定する水域は、各水域が複雑な形状とならないようまとまった水域とすることが水環境管理上望ましい。

以上から、図2に示すとおり、次の水域を海域生物特A類型（案）として指定することが適当であると考えられる。

湾北西部の浅場

湾南東部から南部にかけての浅場

淡路島北東岸の浅場

淡路島南東岸の浅場

関西国際空港周辺の水域

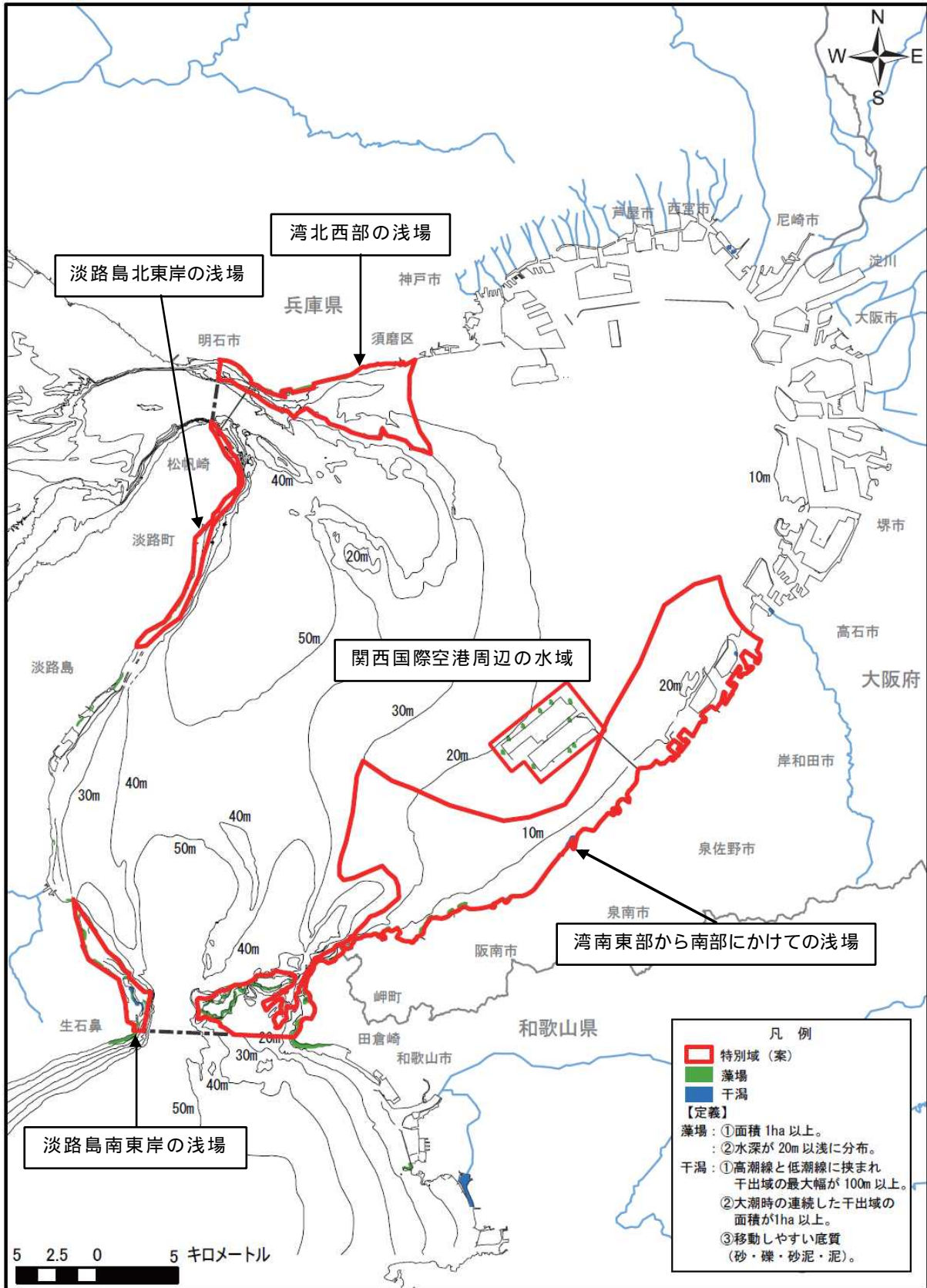


図 1 産卵場及び幼稚仔の生育場として好適と考えられる水域

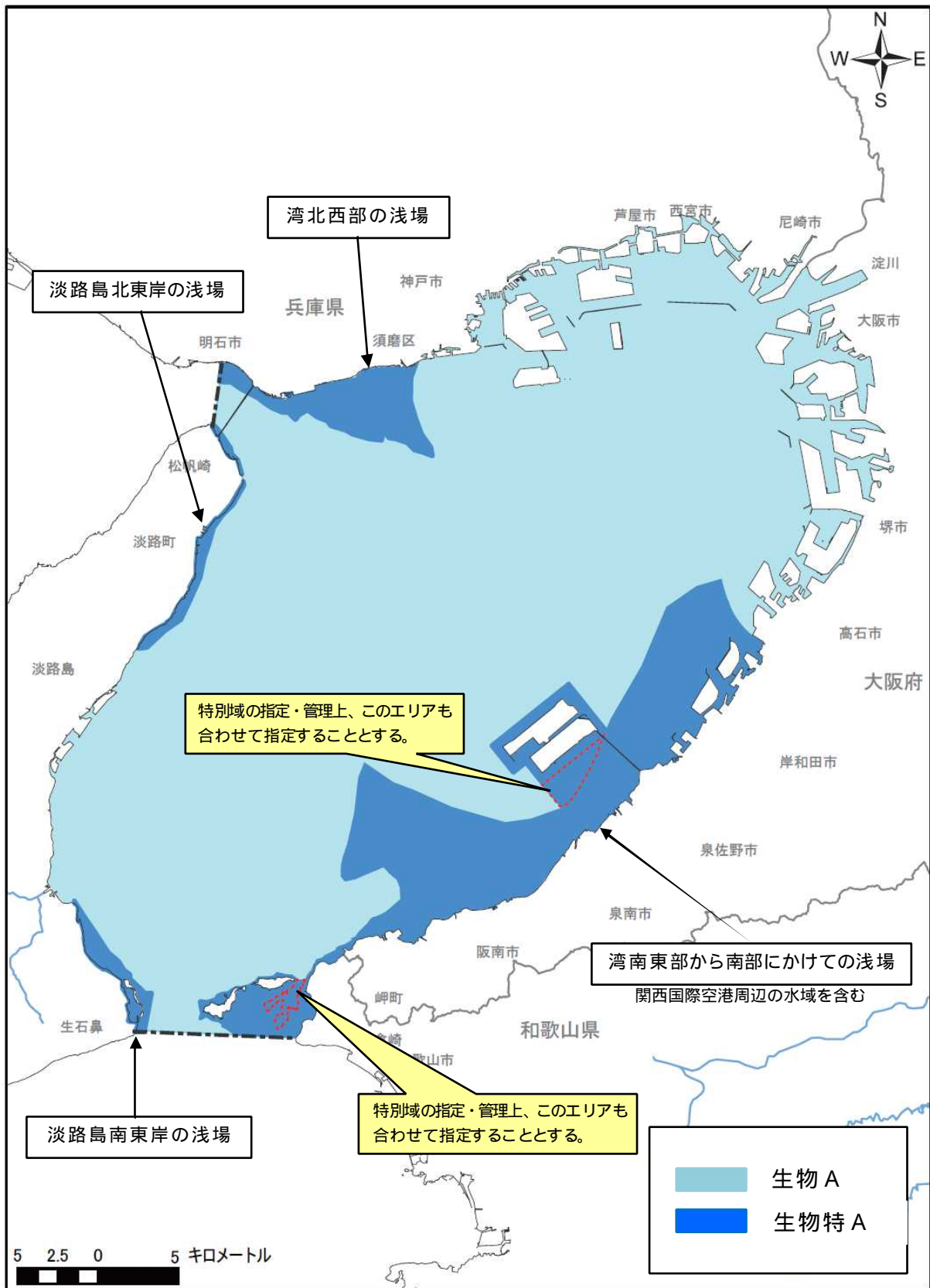


図2 大阪湾における生物A、生物特A類型の類型指定（案）